

平成27年10月1日開始

県内初

津市土砂災害避難施設及び 津市土砂災害避難協力施設の募集



美杉町伊勢地地区(H23.9 台風第12号)



一志町大井地区(H26.8 台風第11号)

平成27年10月1日

局所的な集中豪雨による被害が多発

近年、局所的に過去に経験のない集中豪雨に見舞われ、土石流やがけ崩れが山裾や谷間に広がる住宅地を襲い各地で人の尊い命が失われるなど、大きな被害が発生

近年における各地の被害例

- ・平成23年9月(台風第12号)
津市美杉町石名原において土砂災害発生
- ・平成26年8月(台風第11号)
津市一志町・榊原町など複数ヶ所において土砂災害発生
- ・平成26年8月20日(集中豪雨)
広島県広島市の安佐南地区及び安佐北地区において土砂災害発生



津市美杉町石名原



広島市消防局提供

津市土砂災害避難施設等の募集に至る背景

三重県による土砂災害(特別)警戒区域の指定状況

平成25・26年度に美杉地域伊勢地地区及び多気地区が指定される
平成27年度に美杉地域八知地区が指定される

三重県による土砂災害危険箇所に対する基礎調査

平成31年度までに市内の全ての危険箇所の基礎調査に着手

調査完了時における想定

中山間部では現在の指定避難所の多数が土砂災害(特別)警戒区域内になることが想定

土砂災害の危険のない避難場所の確保が必要！

土砂災害避難施設等の募集開始

平成27年10月1日付けで津市土砂災害避難施設等指定事業実施要領を制定し、同10月1日から津市土砂災害避難施設及び津市土砂災害避難協力施設の募集を開始

土砂災害避難施設（24時間365日いつでも避難可能な建物）

- ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺等に所在する建物
- ②有効的な避難スペース及び有効的な避難スペースまでの有効な避難経路を有する建物
- ③浸水及び暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物
- ④日常的に使用され、又は管理されている建物
- ⑤指定避難所として指定されていない建物
- ⑥いつでも避難できる建物

土砂災害避難協力施設（避難可能な日時が限定された建物）

- ①～⑤は上記と同じ
- ⑥所有者又は管理者が認める日時に限り避難することができる建物

土砂災害避難施設等の役割イメージ

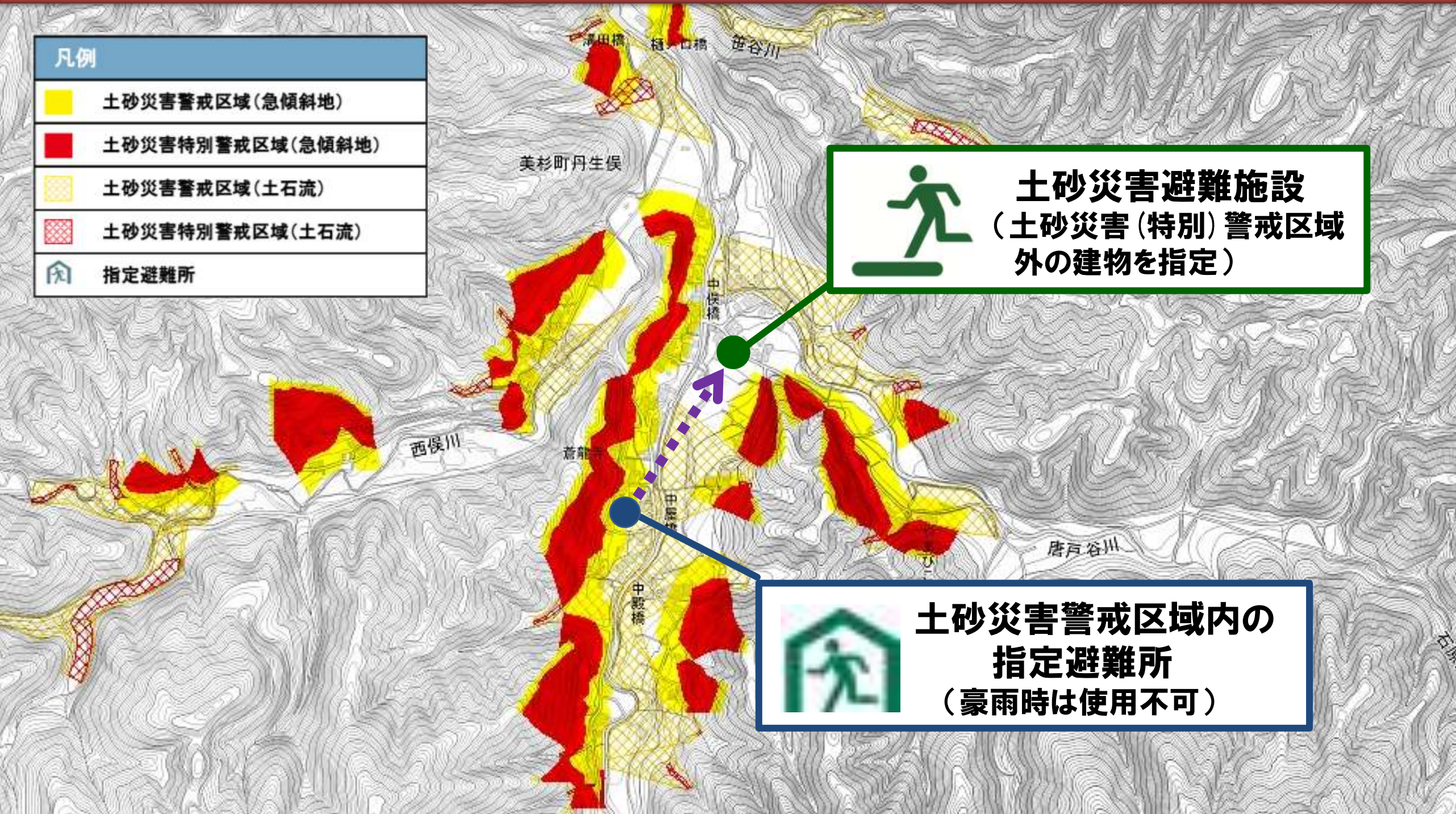
凡例	
	土砂災害警戒区域(急傾斜地)
	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)
	土砂災害警戒区域(土石流)
	土砂災害特別警戒区域(土石流)
	指定避難所



土砂災害避難施設
(土砂災害(特別)警戒区域
外の建物を指定)



**土砂災害警戒区域内の
指定避難所**
(豪雨時は使用不可)



土砂災害避難施設等の指定の流れ

津市土砂災害避難施設等の
協力に係る申し出

土砂災害避難施設

土砂災害避難
協力施設

候補となる施設等について
現地調査等の実施

施設所有者等との間で指定に係る合意

協定を締結

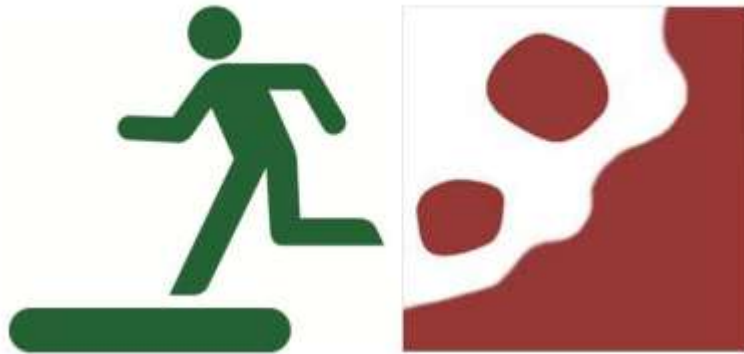
土砂災害避難施設等の指定

土砂災害避難施設等の
標識を設置

ホームページ
等により住民
等に周知

広報津により
一覧表の全戸
配布

土砂災害避難施設の標識



どしゃさいがいひなんしせつ
土砂災害避難施設

Landslide disaster evacuation facility

Refúgio em caso de deslizamento de terras

Refugio en caso de deslizamiento de tierras

土砂災害避難施設

※ここは、土砂災害時に緊急的に
避難する建物です。

問い合わせ先 059-229-3104 **津 市**

指定緊急避難場所としての指定

土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設として
指定した建物は・・・

災害対策基本法の規定に基づく
指定緊急避難場所として指定

市長は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に
勘案し、必要があるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある
場合の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に
適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象ごとに
指定緊急避難場所として指定

津市土砂災害避難施設の指定に御協力を！

対象施設の所有者の皆さまへ

津市土砂災害避難施設及び津市
土砂災害避難協力施設への指定
にぜひ御協力ください！

申し出・問い合わせ先

津市 危機管理部 防災室

電話番号 059-229-3104

FAX番号 059-223-6247

E-mail 229-3104@city.tsu.lg.jp



どしゃさいがいひなんしせつ
土砂災害避難施設

Landslide disaster evacuation facility
Refúgio em caso de deslizamento de terras
Refugio en caso de deslizamiento de tierras
土砂災害避難施設

※ここは、土砂災害時に緊急的に
避難する建物です。

問い合わせ先 059-229-3104 津市

平成27年10月1日

津中部中地域包括支援センターを開設

～安心して歳を積み重ねる地域にするために～



平成27年10月1日

地域包括支援センターとは

介護保険法(平成17年6月改正、平成18年4月施行)により、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う、各市町村に設置される機関

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を置き、専門性を生かして相互連携しながら業務を実施

様々な相談に
応じます

総合相談

高齢者の権利
を守ります

権利擁護

介護予防を
推進します

**介護予防
ケアマネジメント**

適切なサービスの
提供を支援します

**包括的・継続的
ケアマネジメント**

暮らしやすい地域に
なるよう支援します

**地域ケア会議
の開催**

津市における地域包括支援センターの設置状況

平成18年4月 直営により津市地域包括支援センターを開設

平成21年8月 委託により8カ所の地域包括支援センターを開設

津市内に9カ所(直営1カ所・委託8カ所)の
地域包括支援センターを設置し、サービスを提供

課題・改善点

- ・地域包括支援センターの担当地区間で高齢者人口にばらつきがある
- ・民間の介護・福祉のノウハウを活用したサービスのさらなる向上

改善策

- ・地域包括支援センターの再編
- ・直営方式を委託方式に変更

津中部中地域包括支援センターを開設

津市地域包括支援センターを直営から委託に変更し、
新たに津中部中地域包括支援センターとして開設

開設日 平成27年10月1日

場所 観音寺町442番地3

設置方式 委託

委託先 みえ医療福祉生活協同組合

担当地域 養正・安東・櫛形・一身田

委託料 1,728万円（平成27年度事業費）

位置図



津中部圏域

津中部中地域包括支援センター開設に伴う担当地区の再編

再編前

センター名	担当地区	総人口 (人)	65歳以上 人口(人)
津市(直営)	養正	3,957	1,246
津中部西 (委託)	新町	39,259	12,025
	安東		
	神戸		
	櫛形		
	片田		
津北部東 (委託)	美里	44,913	11,575
	白塚		
	栗真		
	一身田		
	河芸		



再編後

センター名	担当地区	総人口 (人)	65歳以上 人口(人)
津中部中 (委託)	養正	32,661	8,856
	安東		
	櫛形		
	一身田		
津中部西 (委託)	新町	24,036	7,618
	神戸		
	片田		
	美里		
津北部東 (委託)	白塚	31,432	8,372
	栗真		
	河芸		

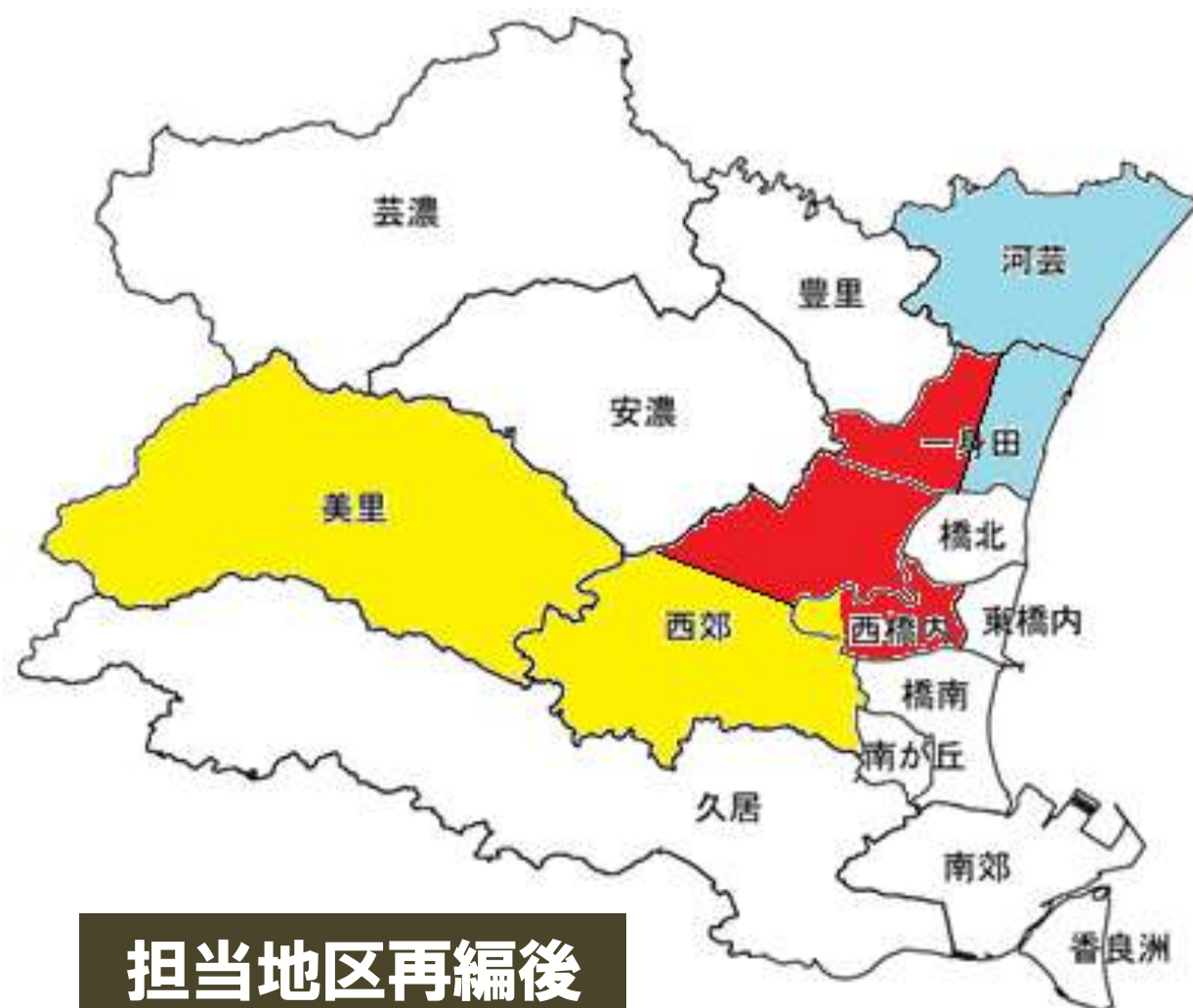
人口:平成27年8月1日現在

担当地区の再編マップ

津中部西
地域包括支援センター

津北部東
地域包括支援センター

津中部中
地域包括支援センター



津市内の地域包括支援センターの状況

地域包括支援センター名	担当地域
津中部中 地域包括支援センター (みえ医療福祉生活協同組合)	養正 安東・櫛形 一身田
津中部北 地域包括支援センター (社団法人 津地区医師会)	北立誠・南立誠 敬和
津中部東 地域包括支援センター (社会福祉法人 寿泉会)	修成・育生 藤水・南が丘
津中部西 地域包括支援センター (社会福祉法人 寿泉会)	美里全域 神戸・片田 新町
津中部南 地域包括支援センター (社会福祉法人 洗心福祉会)	香良洲全域 高茶屋・雲出

地域包括支援センター名	担当地域
津北部東 地域包括支援センター (社会福祉法人 津市社会福祉協議会)	河芸全域 白塚・栗真
津北部西 地域包括支援センター (社会福祉法人 明合乃里会)	芸濃全域 安濃全域 大里・高野尾 豊が丘
津久居 地域包括支援センター (社会福祉法人 洗心福祉会)	久居全域
津一志 地域包括支援センター (社会福祉法人 津市社会福祉協議会)	一志全域 白山全域 美杉全域

津市内の地域包括支援センターのエリアマップ

津北部西
地域包括支援センター

津中部西
地域包括支援センター

津久居
地域包括支援センター

津一志
地域包括支援センター

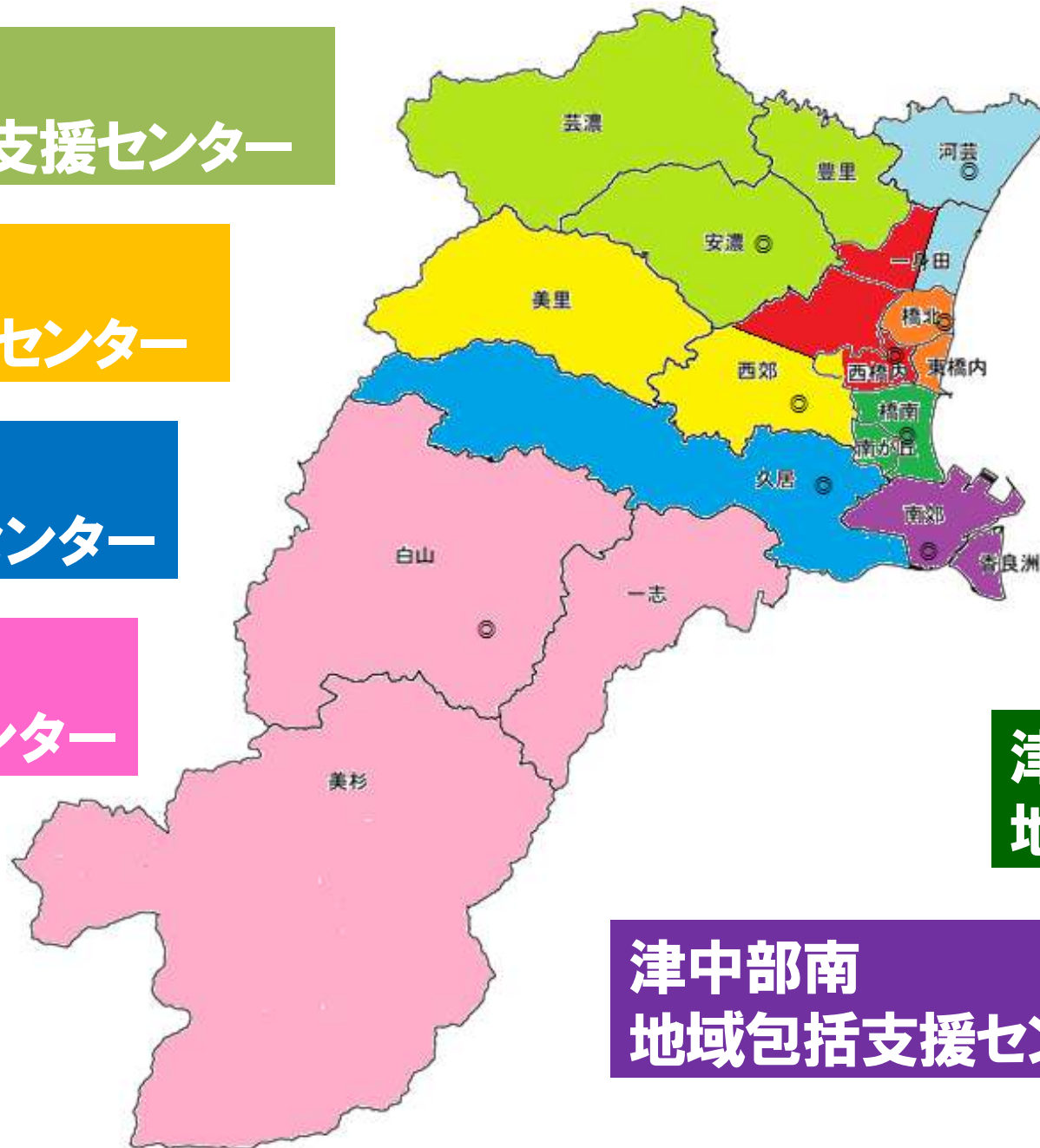
津北部東
地域包括支援センター

津中部北
地域包括支援センター

津中部中
地域包括支援センター

津中部東
地域包括支援センター

津中部南
地域包括支援センター



平成27年10月1日

津市認知症初期集中支援チームを発足

～認知症の早期診断・早期対応に向けた支援をスタート～



平成27年10月1日

津市認知症初期集中支援チームを発足

10月1日に「**津市認知症初期集中支援チーム**」を発足

認知症の人やその家族に早期に関わり、
早期診断・早期対応をサポート

根拠法令

介護保険法第115条の45第2項第6号

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の
早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である
又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

運営経費 1,283万3千円（平成27年度予算）

津市認知症初期集中支援チーム創設の背景

これまでの認知症への対応に対する課題

- ・日常生活に支障が生じてから地域包括支援センターやケアマネジャー等が相談を受けることが多く、対応が不十分
- ・若年性認知症への対応が不明確

認知症の人に「危機」が生じてからの「事後的な対応」が多い

これから

- ・認知症が心配になったら、早めに認知症初期集中支援チームに相談してもらい、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携して対応
- ・若年性認知症の対応が位置付けられた

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」を行う

認知症初期集中支援チームとは

チーム員が家庭を訪問し、
本人や家庭の状況を伺い、
認知症の専門医とともに
最適な支援計画を立案し、
地域で安心して生活を継続
できるようサポート

認知症初期集中支援チーム員



医療と介護の専門職

保健師・社会福祉士・
介護福祉士など2名以上

専門医

認知症サポート医
(嘱託)

対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ
認知症が疑われる人又は認知症の人で
以下のいずれかの基準に該当する人

●医療サービス・介護サービスを受けていない
人、または中断している人で以下のいずれか
に該当する人

- ・認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ・継続的な医療サービスを受けていない人
- ・適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- ・診断されたが介護サービスが中断している人

●医療・介護サービスを受けているが認知症の
行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮
している人

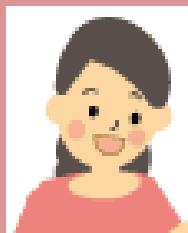
津市認知症初期集中支援チームの体制

津市認知症初期集中支援チーム員

医療・介護・福祉の専門職 3人を配置



保健師



社会福祉士



介護福祉士



専門医(嘱託) 1人

もしかして認知症？
心配だけど、
わからない

認知症の症状が
強く介護や対応
に困っている

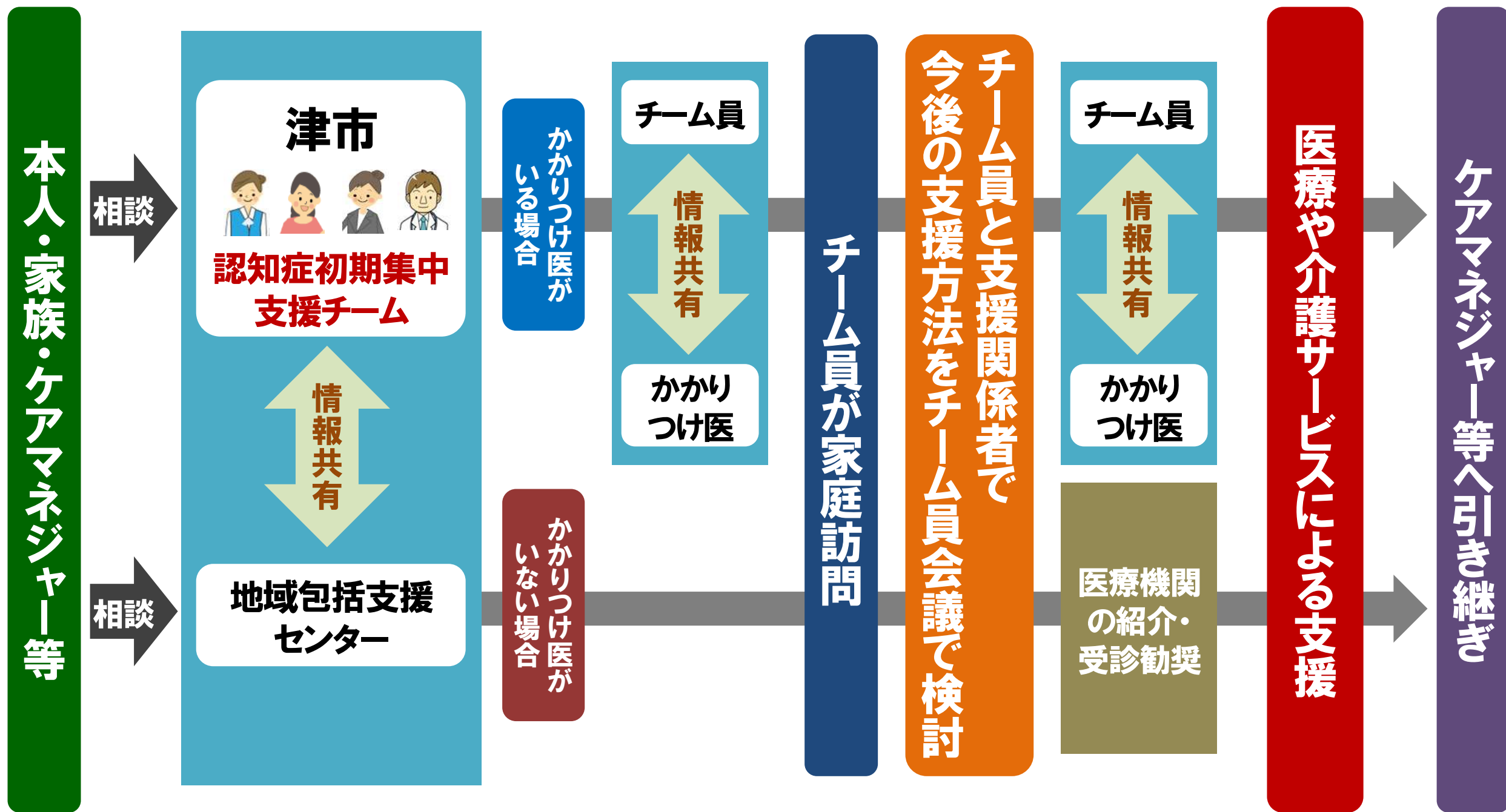
医療や介護サービス
を利用したいが
どうしたらよいか
わからない

認知症疾患の診断を
受けたいが、うまく
受診につながらない

まずはチームにご相談ください
ご家庭に訪問します



津市認知症初期集中支援の流れ



津市認知症初期集中支援チームにご相談ください

最近ものの忘れが増えてきた？！

もしかして認知症？！

少しでも不安になったら

**津市認知症初期集中支援チームに
ご相談ください！**



問い合わせ・相談先

津市健康福祉部高齢福祉課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3294

FAX番号 059-229-3334

本日10月1日より 地域懇談会スタート

平成27年10月1日

10月の開催スケジュール

本日、10月1日(木) 豊が丘地区地域懇談会よりスタート！

時間：18時30分～20時00分

場所：豊が丘小学校 体育館(豊が丘二丁目34-1)

実施地区	開催日	開催時間	会場
榊原地区	10月4日(日)	15:30～17:00	榊原小学校体育館
美里地区	10月8日(木)	18:30～20:00	美里社会福祉センター
南が丘地区	10月12日(月・祝)	15:30～17:00	南が丘会館別館
美杉地区	10月18日(日)	15:30～17:00	美杉総合文化センター
北立誠地区	10月24日(土)	15:30～17:00	アストホール

平成28年3月27日まで市内37カ所で順次開催

ポイント① 懇談内容に制限をしない

懇談の内容

- ・分野は「地域課題全般」
- ・地域全体に関わる課題、日常生活上の困っていることなど
内容に制限をつけずに伺う

自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、PTA等
教育関係者をはじめ、地域の実情に応じた8人の方々と懇談

情報の共有

- ・地域と行政が課題を共有
- ・関係所管内の情報共有
- ・地域内でも情報共有

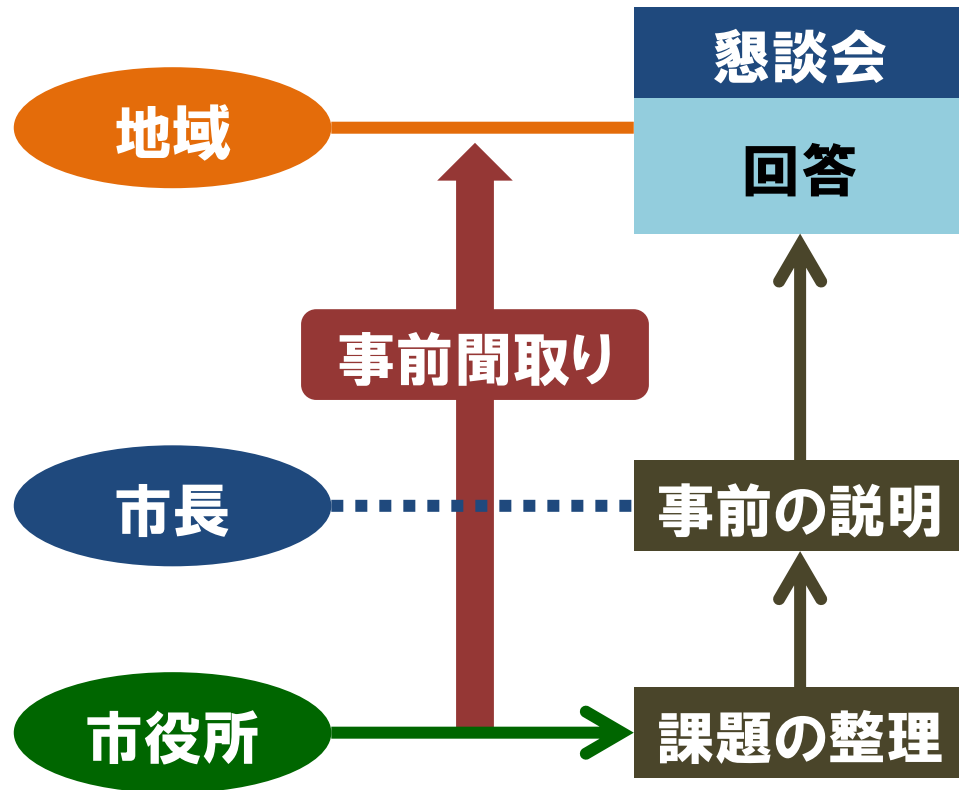


公開で開催
地域住民の方々も傍聴

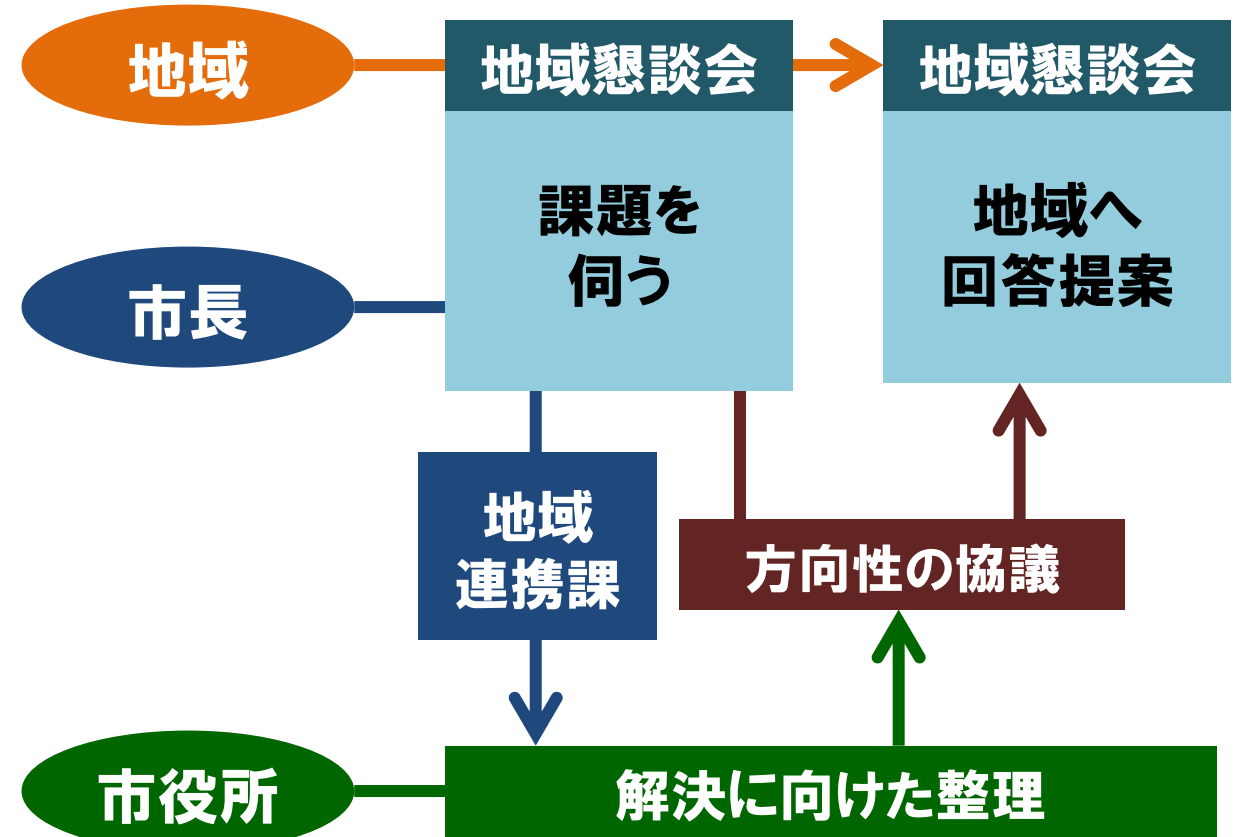
ポイント② 懇談内容の事前聞き取りはしない

地域の様々な課題や現状をフラットに伺う

これまでの懇談会の課題への対応



地域懇談会の課題への対応



ポイント③ 地域からいただいた声を曖昧にしない

時間軸を定め、地域の声に
きちんと応える



市役所として、6カ月以内に
課題解決に向けた方向性を
示す

半年に1回開催

① 地域懇談会でいただいた課題
について、地域担当者がとりま
とめ所管課と調整します

② 所管課で、次回開催（約6カ月後）
までに、整理・実施できるものは
逐次対応について地域担当者
からお返しします

③ 調整が必要なものは、次回開催
（約6カ月後）までに整理し、
今後の取組や方向について
お示しできるようにします

ポイント④ 懇談後のフォローアップ

課題解決に向け、関係所管が連携して整理

地域連携課・地域担当者が横串を刺し調整

**全庁的な課題には、2役以下で構成する
政策会議で市としての方向性を協議**



困難な課題に向き合い対応

対話と連携のまちづくり

地域懇談会を継続して開催することで、
対峙の関係から、共に考える関係に

地域と行政が真に連携し、課題を解決し
まちづくりを行っていける関係づくりを